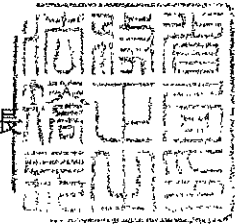




法務省矯医第194号
平成26年6月27日

都道府県医療関係部（局）長 殿

法務省矯正局長



矯正施設の医療に関する御支援と御協力のお願について（依頼）
日頃より、法務省の矯正行政について、深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）においては、被収容者に対する医療を行う医師（以下「矯正医官」という。）の慢性的な不足により、自由刑・保護処分の執行、再犯・再非行の防止といった刑事司法の根幹的な業務に重大な支障が生じています。

各矯正施設が所在する地域の医療機関等からは、これまでも、医師の派遣、急病人の受入れ等について格別の御配慮をいただいているところですが、医師不足とあいまって、矯正施設における医療需要の増加・複雑化に対応しきれず、矯正医療は正に危機的状況に陥っています。

法務省では、このような事態を打開するため、矯正医官の待遇改善を含めた抜本的な対策を検討しているところですが、当面の対策として、下記の点につきまして御協力いただきたく、管下関係医療機関及び郡市医師会に対する周知方、よろしく御願申し上げます。

なお、厚生労働省医政局長に対しても、別添写しのとおり依頼していますので、御了知賜りますよう、御願申し上げます。

記

1 常勤医師の確保について

矯正施設において常勤の国家公務員として勤務する医師を募集しています。医療機関等において、定年等により退職を予定されている医師に対し、矯正医官という職種があることについて周知したいと考えておりますので、別添資料を広く配布願います。

勤務条件等については、近隣の矯正施設又は矯正管区からいつでも説明に伺わせます。

2 非常勤医師、嘱託医師の派遣について

矯正施設内での適切な医療に必要な医師について、矯正施設近隣の医療機関等に対し、非常勤又は嘱託としての派遣を依頼させていただく場合がございます。医師不足の折、いずれの医療機関等も困難な状況にあることは承知しておりますが、格別の御理解と御協力をお願いいたします。

3 被収容者の外部医療機関における受入れについて

被収容者に対する医療は、可能な限り矯正施設内で対応するよう努めているところですが、疾病の複雑化・多様化等により、矯正施設内では対応できない場合については、万が一にも事故を起こすことのないよう、万全の警備態勢をとった上で、地域医療機関への通院・入院をお願いする場合がございます。円滑な受け入れについて、御理解と御協力をお願いいたします。

4 矯正医療に関する広報について

全国の矯正施設の長に対し、矯正医療を含む矯正行政に関し積極的な広報に努めるよう指示しておりますので、地域における医療対策協議会の場などにおいて、矯正施設の長から依頼がなされた場合には、便宜をお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。